

障害児通所支援事業 ☺ 利用の手引き

障害児通所支援事業とは

児童福祉法に基づく療育を提供する事業で、心身に障害のある児童や発達に心配がある児童が日中に利用できるサービスです。

中央区に申請し、支給決定を受けて受給者証が発行された障害児が利用できます。

対象となるサービス

サービス名	内容
児童発達支援	<u>未就学児</u> が療育施設に通所して療育を受けられます。
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障害児など重度の障害があり、通所することが困難な障害児のために、支援員が障害児の居宅に訪問して療育を行います。
放課後等 デイサービス	<u>小学校入学以降、原則 18 歳に到達するまでの就学児</u> が療育施設に通所して療育を受けられます。
保育所等 訪問支援	幼稚園、保育園、学校など対象の障害児が集団生活を営む施設に支援員が訪問し、障害児が集団生活へ適応するための専門的な助言を教員等に対して行います。

※療育とは、障害特性に応じて、医療と教育により発達を促す援助を行うことをいいます。

※施設入所などに係るサービスは東京都が支給決定します。詳しくはお問い合わせください。

あらかじめご用意いただく書類など

○以下のいずれか（療育の必要があることが明らかな根拠資料）

- ・ 障害者手帳
- ・ 療育の必要性があると明記された医師の診断書または発達検査結果、ゆりのき利用状況票（ゆりのき利用状況票は、保護者の同意をいただければ障害者福祉課からゆりのきへ直接依頼します）
- ・ 特別支援学級の在籍が分かる書類（通学決定通知など）

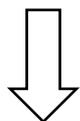
※その他公的機関からの情報提供書をお持ちの方はご相談ください。

○マイナンバーの分かる書類（保護者、ご本人分）

○ご本人の生育歴などが分かる書類（母子手帳など）

サービス利用開始までの手続きの流れ

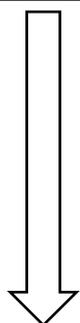
(1) 中央区障害者福祉課へご連絡ください。(平日午前 8:30～午後 5:00、水曜日のみ午後 7:00)



未就学児：03-3546-6753

就学児、重心児等：03-3546-6032

(2) 保護者、本人と障害者福祉課の地区担当ケースワーカーが面談を行います。



面談場所：ご家庭訪問、障害者福祉課窓口、ゆりのき（ご希望を伺います）

所要時間：1時間程度

面談内容：食事や普段の行動など（5領域 20項目）、生育歴など、サービスの利用内容（種類や量）などについて伺います。

※あらかじめご用意いただいた書類などを確認いたします。

※面談内容をご本人にお聞かせになりたくない場合は、ご相談ください

(3) 利用申請書、セルフプラン（または障害児支援利用計画案）をご提出いただきます。

(4) 面談内容や提出書類を勘案して、中央区でサービスの支給可否や支給量を決定し、支給決定次第、受給者証を発行します。



※面談の約3週間後に、郵送でお送りします。

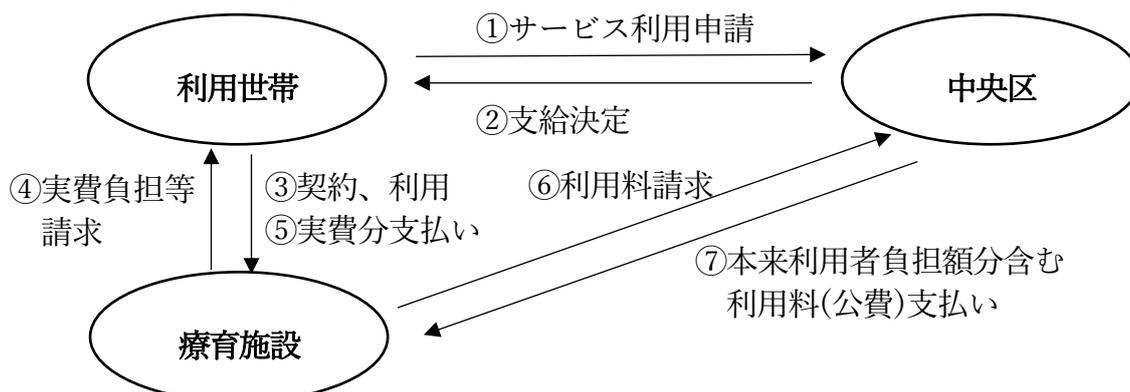
(5) 受給者証発行後、実際に通所する療育施設と利用契約を結んだ後に利用開始できます。

利用者負担額について（中央区独自助成）

利用する児童の保護者の世帯所得（区民税所得割額）に応じて負担上限月額が決まります。

なお、中央区独自の助成制度と国の無償化制度により、利用者負担額の全額を助成しています。サービスの利用申請にあわせて助成申請を行っていただければ、受給者証の記載内容にかかわらず自己負担は発生しません。ただし、おやつ代や教材費は別途自己負担となります。

<参考：手続きの流れと支払い等>



セルフプラン（または障害児支援利用計画案）について

障害児通所支援事業を利用するにあたってセルフプラン（または障害児支援利用計画案）が必要になります。現在、ご案内できる計画相談事業所が不足しているため、保護者の方へセルフプランの記入を依頼しています。セルフプランをご記入の上、面談時にお持ちください。

計画相談事業所利用希望がございましたら、計画相談事業所に空きが出来次第、案内させていただきますので、利用希望の有無を面談時に職員へお伝えください。

※セルフプランおよびセルフプラン見本は中央区 HP よりダウンロードが可能です。また、郵送・窓口にてお渡しもしています。

契約日数について

中央区では複数の療育施設に通う場合、施設ごとに契約した日数の合計が受給者証に記載された支給日数を超えても差し支えないこととしています。

ただし、実際に通所した日数の合計が受給者証記載の支給日数を超過する場合、**超過分の利用料は公費負担の対象外**となります。そのため実際に通所する日数が支給日数を超えることがないようにご注意ください。

※受給者証記載の支給日数は、実際に通う回数に近い回数を定めていただくものとします。受給者証記載の支給日数上限は、児童発達支援 23 日/月、居宅訪問型児童発達支援 23 日/月、放課後等デイサービス 23 日/月、保育所等訪問支援 2 日/月です。これらの上限を上回る支給日数を希望される場合は、地区担当ケースワーカーにご相談ください。

例：A 事業所を毎週(月)火、B 事業所を毎週(木)金、C 事業所を毎週(水)で利用する場合
受給者証記載の支給量：23 日

契約支給量：A 事業所 10 日 B 事業所 10 日 C 事業所 5 日

この場合 A 事業所と B 事業所と C 事業所の契約支給量を合計すると「25 日」になり、受給者証記載の支給量 23 日を超えますが、契約支給量は A 事業所・B 事業所ともにそれぞれ「10 日」、C 事業所「5 日」で記入していただいても構いません。

ただし、実際に公費負担で通所できる日数は 23 日までです。

上限管理事業所について

【対象の方】

- 受給者証に記載されている負担上限月額が4,600円または37,200円である
- 幼児教育・保育の無償化対象期間（満3歳になって初めての4月1日から3年間）ではない
上記のいずれにも該当し、下記のいずれかに該当する方が上限管理の対象となります。
- ① 実際に利用するサービス（児童通所支援）の自己負担額が負担上限月額（4,600円または37,200円）を超過する見込みである（※詳細は事業所にご確認・ご相談ください）
- ② 複数事業所を利用している
- ③ 同一世帯内に児童通所支援を利用するお子さんが2人以上いる

【手続き方法】

- ① 「利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書」を中央区ホームページ内よりダウンロードする。（郵送・窓口でのお渡しも可。）
 - ② 届出書を記入の上、障害者福祉課の地区担当ケースワーカーに提出する。
- ※「利用者負担上限額管理を依頼（変更）した事業者」の欄は上限管理を依頼する通所先に記入をお願いしてください。

⇒手続き後、上限管理事業所名が記載された受給者証を交付します。

障害児通所支援事業に関連したホームページ等



東京福祉ナビゲーション「福ナビ」

様々なお悩みに対応した、福祉の情報・相談窓口を、紹介しているサイトです。



東京都障害者サービス情報

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいて、東京都に申請し指定を受けた事業所を探すことができます。



中央区障害児通所支援事業

中央区の障害者通所支援事業についてのページです。区内事業所一覧もこちらから見られます。

左記のQRコードより、事業所一覧や、中央区の障害児通所支援事業について詳しく記載したホームページがご覧になれますので、ご参照ください。

ご不明点等ございましたら、**中央区障害者福祉課（未就学児：03-3546-6753、就学児・重心児等：03-3546-6032）**へご連絡ください。

（平日午前 8:30～午後 5:00、水曜日のみ午後 7:00）

【問合せ先】

中央区福祉保健部障害者福祉課相談支援係

住所：〒104-8404 中央区築地1-1-1

電話：03-3546-6032、03-3546-6753

（平日午前 8:30～午後 5:00、水曜日のみ午後 7:00）